

戦後沖縄と米軍基地(1)沖縄基地をめぐる沖米日関係

平良, 好利 / TAIRA, Yoshitoshi

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

106

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

85

(終了ページ / End Page)

129

(発行年 / Year)

2008-11

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009905>

戦後沖縄と米軍基地(二)

— 沖縄基地をめぐる沖米日関係 —

平 良 好 利

序 本論文の課題

第一章 沖縄米軍基地の形成

第一節 戦後アメリカ極東戦略と沖縄基地

1 日本軍基地から米軍基地へ

2 「主要基地地域」としての沖縄

第二節 沖縄基地の長期保有と基地開発

1 NSC一三〇/二(五)

2 在沖空軍戦術部隊の本国移転案

3 陸軍戦闘部隊のローテーション案(以上本号)

戦後沖縄と米軍基地(一)(平良)

第二章

沖縄の戦後復興と米軍基地

第三章

沖縄の分離と軍用地使用問題

第四章

土地接収と補償問題

第五章

日米関係のなかの沖縄軍用地問題

第六章

軍用地使用政策の確立と基地の拡大

第七章

沖縄返還と「基地問題」

第八章

基地労働者・軍用地主にとっての日本復帰

おわりに

序 本論文の課題

沖繩戦が終結してから数ヵ月後、米軍の収容所から解放された沖繩の人々がみた光景は、約三ヵ月にわたる日米両軍の熾烈極まる戦闘によって変わり果てた沖繩の姿と、ブルドーザーによって整地され、米軍施設が立ち並ぶ新しい沖繩の姿であった。アメリカ軍部がこの「基地化」された沖繩を同国の戦後の安全保障にとって最も重要な「主要基地地域」の一つに位置づけたのは、沖繩戦終結から僅か四ヵ月後の一九四五年一〇月のことである。戦後初期に形成されたこの軍部の認識は、その後米ソ冷戦が本格化していくに従いアメリカ國務省にも共有されるようになり、アメリカ政府は四九年二月、沖繩基地を長期にわたって保有することを国家レベルで決定する（NSC一三／二（五））。

この決定に基づきアメリカ軍部は、朝鮮戦争が勃発する直前の五〇年春から沖繩基地の本格開発に着手し、同時にこの基地開発のもたらす経済的な波及効果を最大限に利用する形で沖繩の経済復興を図っていく。そしてこの「主要基地地域」として本格開発され始めた沖繩を排他的かつ戦略的に利用するため、対日平和条約第三条によって引き続き沖繩をみずからの統治下に置くことになる。それから七二年の沖繩返還までの約二〇年間、いや占領期も含めて二七年間、アメリカは沖繩を直接みずからのコントロール下に置き、自由に使用するのであった。本論文は、このように戦後の沖繩を根底から規定した米軍基地に対して、そこに住む沖繩の政治指導者たちが一体どのような認識をもち、またどのような態度をとったのかを、日米両政府のそれに対する態度と重ね合わせながら考察しようとするものである。とりわけ、米軍基地の使用、拡張、縮小といった軍用地（基地用地）にかかわる問題に焦点をあて、この問題に

対する沖縄の政治指導者および日米両政府の認識と態度を考察する。

ところで、アメリカ統治下の沖縄を扱った従来の研究は、どちらかといえば、「沖縄の分離と復帰」の観点からこれを扱ったものが多くを占めていた。日米関係史ないし日本政治外交史の分野では、対日平和条約第三条をめぐる政策決定過程と、沖縄返還をめぐる政策決定過程の二つが大きな研究テーマとなってきたが、この両方の政策決定過程を扱った研究に、渡辺昭夫の先駆的研究や、河野康子、宮里政玄、そしてニコラス・E・サランタケス (Nicholas Evan Sarantakes) の代表的な研究がある。⁽¹⁾ また前者のテーマを扱った最近の研究には、ロバート・D・エルドリッジ (Robert D. Eldridge) の詳細な研究があり、また後者のテーマを扱った研究には、我部政明の近年の研究がある。⁽²⁾

また沖縄戦後史の分野では、一九四〇年代後半から五〇年代初頭にかけて問題となった沖縄の帰属問題と、六〇年代から七〇年代初頭にかけて推進された日本復帰運動が大きなテーマとなってきたが、この両方を扱った研究に、新崎盛暉の先駆的研究がある。⁽³⁾ また前者のテーマを扱った最近の研究には、鳥山淳、池田慎太郎、そしてエルドリッジらの研究があり、後者のテーマを扱った研究には、比嘉幹郎と我部政明の代表的研究がある。⁽⁴⁾

このようにアメリカ統治下の沖縄を「分離と復帰」の観点から扱った研究は数多くあり、またその研究も進んでいるが、それに比して沖縄の米軍基地に焦点をあてて同時期の沖縄を扱った研究は意外と少なく、近年に入ってから徐々に始めている状況にある。これらの研究を大別すると、日米安保体制と沖縄基地との関連性や、核兵器や地位協定といった在沖米軍基地の基地機能にかかわる問題などを扱った研究と、その在沖米軍基地のもたらす沖縄社会へのインパクトに焦点をあてた研究の二つがあるといえる。前者の研究は我部政明や明田川融によって進められており、

後者の研究は与那国遍や鳥山淳、そして若林千代らによって進められている。⁽⁵⁾

しかし、このように在沖米軍基地に焦点をあてた研究は徐々に始まってはいるものの、この米軍基地に対して沖縄の政治指導者たちが戦後四半世紀の間どのような認識の下、どのような態度をとったのかに関しては、これを正面から考察の対象に据えた研究はこれまでになかったといえる。本論文では上に挙げた重要な先行研究を踏まえたくうえで、この一見素朴だが、しかし根源的と思われるテーマについて、できる限り一次史料を用いて実証的に考察する。

本論文では主として次の六つの課題を具体的に設定し、それを検討することを予定している。まず第一は、本テーマを論じていくうえでの前提となる、在沖米軍基地がそもそもどのようなプロセスを経て形成されたのか、という課題である。この在沖米軍基地の形成過程に関する研究としては、アーノルド・G・フィッシュ (Arnold G. Fisch, Jr.) の貴重な研究があるが、本論文ではこのフィッシュの研究を踏まえたくうえで、米軍基地の起源となる日本軍基地の形成過程にまで遡って、この基地形成の問題を考察する。⁽⁶⁾ この第一の課題については、本論文第一章で扱うことにする。

第二は、沖縄に米軍基地が構築されたことによってそもそも戦後初期の沖縄社会では一体どのような土地をめぐる問題が生み出されたのか、という課題である。とりわけ本論文では、米軍基地の構築によって大幅に減少した農地の問題を沖縄の戦後復興との関連で検討する。この第二の課題については、本論文第二章で考察する。

第三は、一九五〇年代初頭の対日講和をめぐる政治過程のなかで、沖縄の米軍基地が日米両政府および沖縄の政治指導者たちによってどのように扱われたのか、という課題である。沖縄の処遇をめぐる講和期の政治過程に関しては、上記のように河野、宮里、エルドリッチらの優れた研究によってすでに多くのことが明らかになっているが、この沖

縄の処遇問題との絡みで在沖米軍基地がどう扱われたのかという問題に関しては、まだ検討の余地が残されているといえる。この第三の課題については、本論文第三章で検討する。

第四は、一九五〇年代の沖縄で最大の政治問題となった軍用地問題に対して、沖縄の政治指導者および日米両政府がどのような対応をとったのか、という課題である。より具体的にいえば、講和後も引き続き沖縄の軍用地を使用・拡張するために、アメリカ政府が一体どのような態度をとったのかという問題と、それに対して沖縄の政治指導者および日本政府が如何なる反応を示したのかという問題である。この一九五〇年代の軍用地問題に関しては、これまでも様々な角度から分析がなされてきたが、沖縄の基地問題という観点からこれを考察した研究は、これまでになかったといえる。この第四の課題については、本論文の第四章から第六章にかけて検討する。

第五は、沖縄返還合意とそこに至るまでの政治過程のなかで、在沖米軍基地が日米両政府および沖縄の政治指導者たちによってどのように扱われたのか、という課題である。沖縄返還後の基地の態様に関する日米両政府の構想については、上述した河野、宮里、我部らの研究によってかなりの部分明らかにされているが、沖縄で日本復帰運動を推し進めた沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が米軍基地に対して如何なる態度をとったのかに関しては、まだ十分な分析がなされているとはいえない。本論文ではこれまでほとんど注目されることのなかった基地労働者でつくる労働組合、全沖縄軍労働組合（全軍労）の動きに注目をしながら、この復帰協の米軍基地に対する態度を考察する。この第五の課題については、本論文第七章で検討する。

第六は、米軍基地を職場とする基地労働者とその基地内に土地を持つ土地所有者（軍用地主）が日本復帰にあたって如何なる態度をとったのか、という課題である。このテーマを扱った研究はこれまでになく、本論文が初めての試

みとなる。これについては第八章でみていくことにする。

以上が本論文の具体的な課題と各章の構成であるが、最後に本論文が利用した一次史料について触れておきたい。まず本論文が最も多く利用した史料は、解禁されたアメリカ政府の公文書である。沖縄県公文書館が所蔵する国務省文書、統合参謀本部文書、極東軍司令部琉球軍政課文書、GHQ/SCAP文書、陸軍工兵局長室文書、オフラハーティ文書、アーノルド・フィッシュ文書、そしてフライマス・コレクションなどを数多く利用するとともに、筆者自身が米国国立公文書館で収集したUSCAR文書や陸軍省文書なども数多く利用した。

また日本側の史料としては、情報公開法に基づく外務省への文書開示請求によって開示された、外務省文書と南方連絡事務所文書を数多く利用した。また沖縄側の史料としては、沖縄県公文書館が所蔵する沖縄県祖国復帰協議会文書や、東京大学法学部近代日本法政史料センターが所蔵する安里積千代文書、そして法政大学沖縄文化研究所が所蔵する中野好夫コレクションなどを利用した。なお、刊行されている米国外交文書集 (*Foreign Relations of the United State*) や『日本外交文書』などの各種資料集を多用したことはいうまでもない。

また本論文では、こうした一次史料を補うものとして、関係者の回想録等を利用するとともに、筆者自身が行った当時の関係者へのインタビュー記録も数多く利用した。

以上のような問題設定とアプローチに基づいて、本論文では沖縄の政治指導者たちが戦後四半世紀にわたって米軍基地とどう向き合ってきたのかを、日米両政府のそれに対する態度と重ね合わせながら実証的に考察していくことにする。

- (1) 渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交——沖縄問題をめぐる政治過程——』(福村出版、一九七〇年)、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交——日米関係史の文脈——』(東京大学出版会、一九九四年)、宮里政玄『日米関係と沖縄一九四五—一九七二』(岩波書店、二〇〇〇年、以下、宮里、前掲書①と記す)、Nicholas Evan Sarantakes, *Keystone: The American Occupation of Okinawa and U.S.-Japanese Relations* (Texas A&M University Press, 2000).
- (2) ロバート・D・エルドリッチ『沖縄問題の起源——戦後日米関係における沖縄一九四五—一九五二——』(名古屋大学出版会、二〇〇三年)、我部政明『沖縄返還とは何だったのか——戦後日米交渉史の中で——』(日本放送出版協会、二〇〇〇年、以下、我部、前掲書①と記す)。
- (3) 新崎盛暉『戦後沖縄史』(日本評論社、一九七六年)。
- (4) 鳥山淳「戦後初期沖縄における自治の希求と屈折」『年報日本現代史』第八号(二〇〇二年)、池田慎太郎「占領初期沖縄における米信託統治論と独立論」平成一四年度〜平成一七年度科学研究費補助金《基礎研究(A)》研究成果報告書(研究代表者我部政明山梨学院大学法学部教授)『沖縄戦と米国の沖縄占領に関する総合的研究』(二〇〇六年三月)、ロバート・D・エルドリッチ「講和条約に対する沖縄の反応の考察——沖縄の復帰運動、政党、世論を中心に——」同『沖縄戦と米国の沖縄占領に関する総合的研究』、比嘉幹郎「沖縄の復帰運動」『国際政治』五二号(一九七四年)、我部政明「六〇年代復帰運動の展開」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』(東京大学出版会、一九七五年)。
- (5) 我部政明『戦後日米関係と安全保障』(吉川弘文館、二〇〇七年、以下、我部、前掲書②と記す)、明田川融『沖縄基地問題の歴史——非武の島、戦の島——』(みすず書房、二〇〇八年)、与那国暹『戦後沖縄の社会変動と近代化——米軍支配と大衆運動のダイナミズム——』(沖縄タイムス社、二〇〇一年)、鳥山淳「軍用地と軍作業から見る戦後初期の沖縄社会——一九四〇年代後半の「基地問題」——」『浦添市立図書館紀要 No.二二』(二〇〇一年、以下、鳥山、前掲論文①と記す)、同「一九五〇年代初頭の沖縄における米軍基地建設のインパクト」『沖縄大学地域研究所所報 No.三二』(二〇〇四年、以下、鳥山、前掲論文②と記す)、同「閉ざされる復興と「米琉親善」——沖縄社会にとっての一九五〇年」中野敏男他編『沖縄の占領と日本の復興』(青弓社、二〇〇六年)、若林千代「ジープと砂塵——占領初期沖縄社会の「変容」と「変位」——」『沖縄文化研究所編『沖縄文化研究二九』(二〇〇三年)。
- (6) Arnold G. Fisch, Jr., *Military Government in the Ryukyu Islands, 1945-1950* (Washington, D.C.: Center of Military History, U.S. Army, 1988). 日本語訳は、沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集所編(アーノルド・G・フィッシュ二世著/宮里政玄訳)『沖縄県史資料編一四 琉球列島の軍政一九四五—一九五〇 現代二(和訳編)』(沖縄県教育委員会、二〇〇二年)。

第一章 沖繩米軍基地の形成

太平洋戦争の終結から早くも一カ月後、米統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff: JCS) が沖繩をアメリカの海外における「主要基地地域」の一つに位置づけたことは、宮里政玄の先駆的な研究をはじめ、我部政明やロバート・エルドリッチの近年の研究によって明らかにされている。⁽¹⁾ 本章ではこうした先行研究を踏まえ、まず第一節において、この海外「主要基地地域」に名を連ねた沖繩がそもそもどのようなプロセスを経て「基地化」されたのかという問題と、この「主要基地地域」沖繩が当時のアメリカ軍部の世界戦略ないし極東戦略のなかでどのような位置にあったのかという問題を考察する。

また第二節においては、沖繩基地の長期保有と基地開発を謳ったNSC一三/二(五)の政策決定過程を概観したあと、この政策の実施過程をみていくことにする。従来、この政策決定過程を分析したあとは、五一年九月に調印された対日平和条約第三条をめぐる政策決定過程に主な関心が向けられて、同実施過程についてはほとんど関心が向けられてこなかった。⁽²⁾ しかし沖繩の米軍基地を主題として扱う際には、この実施過程の分析を素通りにすることはできないと考える。なぜなら、このNSC決定のあと、実は米軍内部から沖繩基地を本格開発すべきかについて疑問が提起されたからである。なかでも空軍省から提起された沖繩駐留全戦術部隊のアメリカ本国移転案は、それが沖繩の空軍基地と空軍力を重視してきた米軍の極東戦略の基盤そのものを揺り動かす可能性を秘めたものであっただけに、統

合参謀本部と陸軍省から強い反発を受けるのであった。本章ではこの空軍省の提案とその反応にとくに焦点をあてながら、沖縄基地の開発過程をみていくことにする。

第一節 戦後アメリカ極東戦略と沖縄基地

一 日本軍基地から米軍基地へ

沖縄で米軍基地建設が始まったのは、今から半世紀以上も前のことである。日米双方合わせて二〇万人以上もの犠牲者を出したあの沖縄戦の最中に、米軍は占領した各地域で次々と軍事基地を構築していったのである。しかしその米軍基地自体は、沖縄戦の始まる直前に日本軍の構築した軍事基地、とりわけ航空基地（飛行場）を土台にして構築・拡大されたものであった。では、この米軍基地の土台となった日本軍基地は、いつ頃、また如何なる目的で構築されたのだろうか。

そもそも在沖米軍基地の起源となる日本軍基地が沖縄本島内に構築され始めたのは、太平洋戦争も間近に控えた一九四一年一〇月のことである。日本本土と南方を往来する艦船の泊地を守備するためにつくられた陸軍中城湾臨時要塞がそれである。⁽³⁾ この臨時要塞が構築されるまで沖縄本島内には、軍民共用の那覇飛行場（逓信省航空局が管理）があるだけで、他にこれとしてみるべき軍事施設は存在しなかった。⁽⁴⁾ しかも沖縄には郷土部隊なるものも存在せず、徴集された兵士は主として九州各地の部隊に分散して配置されていた。⁽⁵⁾ そのため中城湾臨時要塞に小規模の砲兵部隊が配備されるまでは、沖縄には軍隊さえ存在しなかったのである。⁽⁶⁾ つまり太平洋戦争が始まるその直前まで、沖縄は本格的な軍事施設も軍隊も存在しない、まさに日本軍にとって軍事的な「空白地帯」であったのである。言い換えれ

ば、太平洋戦争という歴史的な出来事が、この「基地のない」沖縄を急速に「基地の島」へと変貌させた、その重要なきっかけだったのである。

もっとも、太平洋戦争が始まってすぐに沖縄が「基地の島」へと生まれ変わったわけではなかった。同戦争もその末期に入るまで、沖縄は依然として日本軍にとって軍事的関心の低い地域にすぎなかった。ミッドウェー海戦での敗北（一九四二年六月）、ガダルカナルからの撤退（一九四三年一月）、そしてマキン・タラワ両島の守備隊玉碎（一九四三年一月）など、米軍の反撃を前に敗退を重ねる日本軍にとって、何より重要な地域は、千島、小笠原、内南洋、西部ニューギニア、スンダ、そしてビルマといった、いわゆる敵の侵攻を絶対にくいとめるために設定された「絶対国防圏」であった。なかでも日本軍がその防衛に多大なる精力を傾けた地域は、「国防圏第一線」のマリアナ諸島（サイパン、グアムなど）であった。⁽⁷⁾

このようにマリアナ諸島などの防備に精力を傾けるなか、陸軍は一九四三年半ば頃から沖縄本島中部の読谷山村と伊江島で、日本本土と南方の補給航空路を中継する不時着用飛行場の建設に乗り出すことになる。また一方の海軍も、既設の那覇飛行場をみずからの管理下に置いたうえ、しかも名称も海軍小禄飛行場に変更したうえ、対潜哨戒用飛行場としてそれを使用することになる。⁽⁸⁾しかしそれら飛行場が不時着用または対潜哨戒用のそれであったことから分かるように、まだ日本軍にとって沖縄の軍事的価値は、それほど高いものではなかった。やはり彼らにとって軍事的な関心は、マリアナ諸島方面の「国防圏第一線」に注がれていたのである。

このマリアナ諸島の後方に位置する沖縄がようやく軍中央（大本営）の関心を強く集めるようになるのは、翌四四年二月に入ってからのことである。そのきっかけとなったのは、同月一七日から一八日にかけて行われた米軍のトラ

ック島急襲であった。中部太平洋方面における日本海軍最大の根拠地であり、しかもマリアナ諸島の前方に位置するトラック島の壊滅は、海軍はもちろんのこと、陸軍にも強い衝撃を与えることになる。陸軍はこのトラック島壊滅を機に直ちに中部太平洋方面の全陸軍部隊を統率する第三一軍を新たに創設するとともに、三月二二日にはその後方地域である南西諸島を守備範囲とする第三二軍を新設する。

この新設された第三二軍と台湾軍に対して発布されたものが、いわゆる「十号作戦準備要綱」なるものであった。大本営陸軍部が発したこの「要綱」の骨子は、まず第一に、「皇土防衛」と「南方圏トノ交通確保」を図るため、台湾と南西諸島の「作戦準備ヲ強化」すること、第二に、その作戦準備は「航空作戦準備ヲ最重点」とすること、そして第三に、その航空作戦準備として台湾と南西諸島にそれぞれ「数個ノ航空基地」を構築すること、であった。⁽⁹⁾つまり同「要綱」は、沖縄本島を中心とする南西諸島に航空作戦を展開するための飛行場群を構築するよう命じたものであった。

当時大本営陸軍部参謀であった神直道は、戦後次のように回想している。「南西諸島の航空基地の設定は、服部(卓四郎) 作戦課長の主唱する航空要塞的な考え方であり、数個の飛行場をまとめて設置し、有機的に運用しようとするものであった。(中略) 十号作戦準備は、航空の運用を主体として考えているのであって、この時点では米軍の本格的上陸作戦は考えていない。当時は、地上部隊は航空要塞を成立させるための兵力であればよろしいと考えていた」(括弧は筆者)⁽¹⁰⁾。実際、この神直道の回想通り、当初沖縄に送り込まれた部隊は、飛行場の設定やその維持を主任務とする飛行場大隊や要塞建設部隊等だけで、本格的な地上戦闘部隊は含まれていなかった。

このように飛行場建設を主任務とした第三二軍は、五月上旬から直ちに沖縄各地で飛行場建設に乗り出すことにな

る。彼らが建設に着手した飛行場は、すでに前年から工事が進められていた読谷、伊江島両飛行場の他に、沖縄本島内では嘉手納、仲西、西原の三飛行場、宮古島では中・西両飛行場の二つ、そして石垣島では白保飛行場の一つであった。⁽¹¹⁾ 一方海軍も、こうした陸軍の動きに並行して、宮古島に新たな飛行場を建設するとともに、既設の小禄飛行場をさらに強化する方向へと動き出すことになる。⁽¹²⁾

ではこうして開始された日本軍による飛行場建設は、そこに住む沖縄住民に対して、一体如何なる影響を与えたのだろうか。日本軍が沖縄住民に対して求めたことは大きく二つある。一つは飛行場建設のための労働力、いま一つは飛行場用地（軍用地）の提供である。まず前者の労働力の提供に関しては、日本軍は国民勤労働員署と各市町村当局を通じて現地住民を徴用し、彼らを労働者として建設工事に従事させることになる。伊江島と嘉手納飛行場で建設工事を担当した第五〇飛行場大隊の「労働者取扱に関する規定」によれば、徴用された労働者の労働条件は次のようなものであった。すなわち、徴用期間は「概ね十日及至一ヶ月間」、一日の作業時間は「十一時間」、そして労働賃金は「受領代人たる県農業会国頭支部長代理に一括」して支払う、⁽¹³⁾ というものであった。大城将保によると、県農業会を通じて支払われたこの賃金の大部分は、「戦時貯蓄運動によって半強制的に国債や貯金にまわされ」てしまい、「労働者の現金の手取りはわずかしかなかった」⁽¹⁴⁾。

軍によって徴用された労働者の人数は、例えば一九四四年五月の一ヶ月間で、西原飛行場が延べ七万二八四二名、仲西飛行場が六万九五一五名、そして嘉手納飛行場が六万三〇〇九名、計二〇万五三六六名であった。これを一日あたりで計算すると、三飛行場合わせて約七六〇〇名の住民が建設工事にかり出されたことになる。また伊江島飛行場の場合には、一九四四年五月初めから同年八月末までのおよそ四ヶ月間で、沖縄本島北部の国頭郡だけでも約三万四

六一二名の住民が徴用されている。これを国頭郡の総人口で考えると、実に人口の約三二パーセントが労務者として
 かり出されたことになる。⁽¹⁵⁾

このように飛行場建設にあたって日本軍は、多くの住民を労働力として活用したわけであるが、いま一つ同軍が求めたものは、この飛行場建設の土台となる基地用地（軍用地）であった。上述のように、太平洋戦争が始まるまでこれといった軍事施設を沖縄に持たなかった日本軍は、この飛行場建設を開始するにあたって、住民から新しく土地を取得しなければならなかったのである。この飛行場建設のために日本軍が取得した軍用地の総面積は、戦後米軍当局が作成した資料によると、約三一七万一七〇〇坪（約二五九一エーカー）であった。これを宮古島と石垣島を除いて沖縄本島と伊江島だけに限定してみると、その面積は約一七二万三五六〇坪（約一四〇八エーカー）であった。⁽¹⁶⁾

この日本軍の土地取得に関して問題となるのは、その取得した面積もさることながら、この軍用地を取得するにあたって同軍が果たして正当な手続きに基づいてそれをなしたのか、ということである。しかしこの点に関しては、沖縄戦によって土地取得に関する書類が全て沖縄本島と伊江島において消失してしまったために、依然としてその正確な事実関係は分かっていない。ただ、日本復帰後の一九七八年に沖縄県が作成した『旧日本軍接收用地調査報告書』は、「旧地主」等へのアンケート調査や聞き取り調査の結果に基づいて、旧日本軍による土地取得は「民法上の売買、双務契約に基づく取得とは到底言えず」、「威圧的、強制的命令により接收したもの」である、と結論づけている。⁽¹⁷⁾

一方、これに対して大蔵省は、同年四月に衆議院予算委員会に提出した「沖縄における旧軍買収地について」と題する文書において、旧日本軍による土地の取得は「私法上の売買契約により正当な手続きを経て」行われたものである、と結論づけている。同省は、沖縄県と同じく「旧地主」等へのアンケート調査や聞き取り調査の結果に基づいて、

また沖縄本島や伊江島と同じ時期に土地取得が行われた宮古島や石垣島に残存していた関係書類（土地の売買が行われたことを示す「土地売渡証書」など）の内容から推測して、こうした結論を導き出したのであった。⁽¹⁸⁾このように沖縄県と日本政府の見解は対立し、今現在でもそれは問題となっているが、いずれにしても戦後に入ってその飛行場用地が私有地としてではなく国有地として扱われ、現在に至っていることだけは確かである。

さて、沖縄各地における日本軍の飛行場建設は、このように現地住民の土地および労務の提供を受けながら強力に推進されていたわけであるが、しかしこうした状況のなか、マリアナ諸島のサイパン島が米軍によって占領され、沖縄への米軍進攻もいよいよ現実味を帯びてくることになる（四四年七月上旬）。サイパン陥落というこの新事態を迎えて大本営は、七月二四日、米軍との「決戦」を謳った新たな作戦方針、「陸海軍爾後の作戦指導大綱」を策定する。⁽¹⁹⁾この新作戦はいわば「航空決戦」を意図したものであり、米軍がフィリピンや台湾、そして南西諸島などの予想地域に進攻してきた場合、陸海両軍の全航空兵力をもってこれを撃滅する、というものであった。

この新作戦を策定した大本営は、それに前後して、これまで「裸同然」であった沖縄にもようやく第九師団をはじめとする地上戦闘部隊を送り込み、第三二軍首脳部も変更して軍司令部の強化を図ることになる。⁽²⁰⁾そして来る「航空決戦」に備えて大本営は九月中旬、強化された第三二軍に対して建設工事の遅れている各飛行場を九月末までに完成させるよう催促する。そしてこれを受けた第三二軍は直ちに地上戦闘部隊まで投入し、沖縄各地の飛行場を期日の九月末までに概ね完成させることになる。⁽²¹⁾

しかし皮肉なことである。それから二ヵ月後の同年一月下旬以降、第三二軍はこの軍民共同で苦心して作り上げた飛行場を放棄する方向に向かうことになる。第三二軍をして飛行場放棄へと向かわしめた最大の理由は、精鋭部隊

であった第九師団の台湾転用による兵力の減少であった。フィリピン・レイテ決戦が一〇月下旬に始まったのを受けて大本営陸軍部が、台湾の一個師団をフィリピンに持っていくことを決定すると同時に、その台湾に沖縄の一個師団を転用することを決定したからである。この時点において大本営陸軍部は、米軍の侵攻ルートをフィリピン―台湾の線と考えて、こうした措置をとったのである。

この第九師団の台湾転用によって兵力が減少したことにより、第三二軍は従来の作戦計画の練り直しを迫られることになる。これまでの作戦計画では、米軍の上陸地点を嘉手納・読谷方面か牧港方面、あるいは糸満方面と想定したうえで、嘉手納、読谷両飛行場のある同方面には第二四師団を、仲西飛行場のある牧港方面には第六二師団を、そして南部の糸満方面には第九師団を配備し、米軍上陸の際には正面配備の兵団が「極力敵戦力の消耗を図り」、他の兵団が戦闘地域に到着したあと「攻勢に転じ」て敵を「撃滅する」、ということを考えていた。⁽²²⁾

しかし糸満方面に配備していた第九師団が台湾に引き抜かれるや、第三二軍は首里を中心とする中南部地域に主力兵団を集中配備し、敵が南部地域に上陸してきた際にはその沿岸部で敵を「撃滅」し、中部地域（嘉手納・読谷方面）から敵が上陸してきた場合には首里北方の主陣地で持久作戦をとる、という新作戦を策定する。この新作戦に基づき第三二軍は、嘉手納・読谷方面を担当していた第二四師団を第九師団が抜けた南部の糸満方面に配備し、これまでに苦心して作り上げた嘉手納、読谷両飛行場を放棄することになる。⁽²³⁾

この飛行場放棄の新作戦は、当然の如く、航空作戦を重視する軍中央の見解と真っ向から対立するものであった。東シナ海周辺地域に來攻する米軍を陸海両軍の特攻機をもって撃滅するという航空作戦（天号航空作戦）を新たに打ち立てた大本営は、嘉手納、読谷両飛行場の守備兵力をいま一度強化するよう何度も指示を出す、これに対して現

地の第三二軍は、現有兵力ではこれに応じることができないとして拒否することになる。かくして米軍上陸の直前になって同軍は、嘉手納、読谷、伊江島の三つの飛行場をみずからの手で破壊したうえ、米軍の上陸を中南部の主陣地内で静かに待ち構えるのであった。

では、一方の米軍側の動きはどうであったのか。トラック島やサイパン島といった日本軍の要衝を次々と陥落させた米軍は、当初はフィリピン・ルソン島の攻略か、あるいは台湾攻略かを考えていた。しかし皮肉にも、日本軍が台湾防衛のために沖繩から第九師団を引き抜く決定をした同じ月、米統合参謀本部は台湾攻略に代えて沖繩攻略を決定したのである。

この沖繩攻略への変更を統合参謀本部に進言したのは、当初台湾攻略の急先鋒であった海軍作戦部長のアーネスト・J・キング (Ernest J. King) 提督であった。このキングがみずからの見解を取り下げて沖繩攻略を進言したのは、実は前線で指揮をとる司令官たちの意見を受け入れたのであった。太平洋地区陸軍航空司令官のミラード・F・ハーモン (Millard F. Harmon) 中將は、台湾を日本本土爆撃の出撃基地としてみた場合、同地域で一般的な北風がB-29爆撃機の離陸に際し有害な向かい風になってしまうこと、そして台湾から沖繩、九州を経て本州へと向かうルートは敵の追撃標的になりやすいことなどを理由に挙げて、台湾よりもむしろ沖繩を攻略すべしとチェスタ・I・W・ニミッツ (Chester W. Nimitz) 太平洋艦隊司令長官に進言する。またハーモンと同じく太平洋地区陸軍司令官のロバート・C・リチャードソン (Robert C. Richardson) 中將も、「中国沿岸に沿った前進は戦争遂行に寄与するところが非常に小さい」ので台湾占領は不必要であり、それよりもルソン島や沖繩・小笠原諸島の基地を獲得するほうが有利である、とニミッツに提案している。また当初台湾攻略作戦の地上軍司令官に任命されていたサイモ

ン・B・バックナー (Simon B. Buckner) 陸軍中將 (のちに沖縄攻略作戦の地上軍司令官となる) も、「十分な兵力が利用できない」ので台湾攻略は実行不可能である、と進言するのであった。⁽²⁴⁾ この時期米軍は欧州戦線に兵力を投入しており、台湾攻略のために必要な兵力を確保することができなかったのである。

こうした進言を現地司令官から受けたニミッツは、これをみずから承認したうえ、キング作戦部長に提案する。そしてキングはこの提案を統合参謀本部に上げ、同本部は一〇月三日、西南太平洋方面最高司令官のダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 将軍に対してフィリピン・ルソン島の攻略を命じるとともに、ニミッツ提督に対しては硫黄島と沖縄の攻略を命じるのであった。⁽²⁵⁾ のちにみるように、アメリカ軍部が沖縄戦を通してこの地域の戦略的価値を見出し出していったことを考えても、またその戦略的価値のゆえに戦後に入って沖縄をみずからの支配下に置いたことを考えても、この「沖縄戦」への道を決定づけた統合参謀本部の決定は、極めて重要な意味を持っていたといえよう。

この統合参謀本部の決定を受けてニミッツ軍は、翌四五年一月六日、「アイスバーグ (ICEBERG) 作戦」と呼ばれる沖縄攻略作戦を立案する。この攻略作戦の主目的の一つは、将来の日本侵攻に備えて沖縄に「軍事基地を確立する」こと⁽²⁶⁾にあった。この「軍事基地」構築のために同軍は、さらに二月一〇日、沖縄本島内での基地開発計画を具体的に策定することになる。この基地開発計画では、那覇港と中城湾の開発を謳っていた他に、沖縄本島内に八つの飛行場を建設することを定めていた。この八つの飛行場の建設位置は、泡瀬、普天間、小禄の三カ所を除けば、残りは全て日本軍の建設した各飛行場の位置と全く同じであった。⁽²⁷⁾ また米軍は伊江島と宮古島での基地開発計画も立案するが、これら両島の基地開発計画にしても、その中心は沖縄本島の場合と同じように、飛行場の建設にあった。⁽²⁸⁾

重要なことは、こうした米軍の飛行場建設を中心とした沖縄の基地開発計画が、あくまで沖縄攻略作戦や本土進攻作戦のために計画されたものであり、戦闘終了後も長期にわたってそれを保持することを想定したものではなかったということである。⁽²⁹⁾この時点においてまだ米軍は、沖縄に長期にわたって軍事基地を置くのかどうかを決めていなかったのである。後述するように、アメリカ政府が沖縄基地を長期保有することを正式決定したのは、沖縄戦終結から四年も経った、一九四九年に入ってからのことであった。

こうした沖縄攻略作戦に基づき米第一〇軍は、三月二六日慶良間諸島に上陸したあと、四月一日、沖縄本島に上陸する。⁽³⁰⁾日本軍から何の攻撃も受けずに無血上陸を果たした米第一〇軍は、その日のうちに日本軍の放棄した読谷、嘉手納の両飛行場を獲得し、直ちにそれを修復して沖縄攻略作戦のために利用する。そしてその後も占領した各地域において米軍は、上記基地開発計画に従って飛行場などの軍事施設を次々と構築していくのであった。なお、当初計画が立てられていた宮古島での基地建設は、沖縄本島と伊江島だけで十分な飛行場を確保できるという理由から、中止となるのであった。⁽³¹⁾

二 「主要基地地域」としての沖縄

熾烈を極めた沖縄戦が事実上終結したのは、四五年六月下旬のことである。この戦闘での米軍の戦死者は約一万二〇〇〇人、日本軍の戦死者は約九万四〇〇〇人（うち沖縄県出身の軍人・軍属は約二万八〇〇〇人）、一般住民の戦死者は約九万四〇〇〇人（戦闘参加者を含む）であった。日米双方合わせて二〇万人以上もの犠牲者を出したこの熾烈なる戦闘に勝利した米軍は、沖縄戦を生きのびた約三二万人の住民の多くを沖縄本島内に設置した七カ所の米軍

キャンプ、とりわけ山林地帯がその多くを占める北部地域の米軍キャンプに収容する一方、中南部地域においては日本本土侵攻のための大規模な軍事施設を構築していった。しかしこうした状況のなか、八月一四日に日本がポツダム宣言を受諾し、あの三年八カ月におよんだ太平洋戦争がついに終結する。日本本土侵攻のための拠点としての役割を担っていた沖縄の米軍基地は、この日本の無条件降伏によってみずからの果たすべき役割を失うことになる。しかしそれからおよそ二カ月後の同年一〇月、沖縄基地は米軍によって新たな意味を付与されるのであった。同月二三日に作成されたJCS五七〇／四〇なる文書のなかで、統合参謀本部が沖縄を戦後のアメリカの安全保障にとって最も重要な戦略拠点の一つとして位置づけたのである。⁽³²⁾

周知のように、この文書は戦後において米軍が海外に展開する基地地域をリストアップしたものであるが、その基地地域を同文書は戦略的重要度に応じて次の四つのカテゴリーに分類している。まず戦略的重要度の最も高い地域を「主要基地地域」とし、次に重要度の高い地域を「二次的基地地域」、以下「補助的基地地域」、「副次的基地地域」としている。最も戦略的重要度の高い「主要基地地域」とは、「アメリカ合衆国、その属領、西半球、そしてフィリピンの防衛、および軍事作戦遂行のために必要な基地システムの基礎を構成し、戦略的に位置する」基地地域のことを指し、この「主要基地地域」のなかに琉球諸島を含めていた。その他、太平洋側ではアラスカアーリユンシャン列島、ハワイ諸島、マリアナ諸島、フィリピン諸島、そしてパナマ運河地域が、また大西洋側ではニューファンドランド、アイスランド、プエルトリコ、バージン諸島、そしてアゾレス諸島が、この「主要基地地域」に名を連ねていた。

なお、この「主要基地の防衛ないしアクセス、あるいはその両方のために必要で、かつ軍事作戦遂行のために必要」な「二次的基地地域」には、ミッドウェー島、南鳥島、小笠原諸島、そしてトラック島など二〇地域が含まれて

おり、「主要基地と二次的基地のシステムの柔軟性を増すために必要」とされた「補助的基地地域」には、台湾、パラオ、カリアナ諸島など一八地域が含まれていた。

柴山太の研究によると、一九四五年九月から一〇月にかけて米軍内部の戦争計画者たちは、仮想敵国をソ連と見立てたうえで、戦略核爆撃によって同国を即座に打ち負かすという軍事戦略を立てていた⁽³³⁾。この戦略核爆撃重視の軍事戦略では、ソ連との戦争を一〇年以上も先のことと想定し、第一戦線を西欧、中東方面に置き、第二戦線を極東地域に置いていた。この軍事戦略の下でワシントンの戦争計画者たちは、第二戦線にすぎない極東地域での対ソ戦に関しては、「比と琉球諸島の基地で十分」に対処できる、と考えていたのである⁽³⁴⁾。フィリピンと沖縄がJCS五七〇／四〇で「主要基地地域」に位置づけられたその背景には、こうした軍部の対ソ軍事戦略構想があったわけである⁽³⁵⁾。

しかし、この沖縄とフィリピンの米軍基地をもって極東地域での対ソ戦に対処するとした彼ら戦争計画者たちの戦略構想は、翌四六年に入るや、早くも変化することになる。すなわち、JCS五七〇／四〇では明記されていなかった日本本土の米軍基地が、沖縄基地とともに対ソ戦用の基地として重視されてくる一方、「主要基地」に位置づけられていたフィリピン基地が、逆に「後方基地」へと降格されていたのである。柴山の研究によると、これまで戦略核爆撃重視の軍事戦略を立てていた戦争計画者たちは、その軍事戦略に関する研究をさらに推し進めた結果、翌四六年一月には、B―二九爆撃機による二〇発から三〇発程度の原爆攻撃ではソ連を降伏へと追い込むことは不可能で、そのソ連を屈服させるためには一九六発もの原爆が必要になる、という結論を出している⁽³⁶⁾。

当時（一九四五年末）、アメリカが実際に保有していた原爆の数は僅かに二発のみで、二〇〇発近くの原爆を直ちに同国が保有することなど、ほぼ不可能に近かった。また一〇年以上も先とみていた対ソ戦も、米ソ対立の高まりを

背景にいますぐにでも始まりかねないものと想定するようになっていた。かくてワシントンの戦争計画者たちは、核兵器にだけ頼った対ソ軍事戦略構想を放棄し、第二次世界大戦型の戦略構想、すなわち通常爆弾使用の戦略爆撃と、地上作戦を重視した戦略構想へと立ち返るのであった。⁽³⁷⁾

この戦略構想において彼ら計画者たちは、極東地域において対ソ戦が始まった場合、直ちに満州、朝鮮、中国北部がソ連の手に落ちるものと想定し、まず朝鮮から二個師団と一航空群を日本本土に撤退させ、その部隊と日本本土に駐留する四個師団と八航空群、そして西太平洋に配置してある太平洋艦隊と一二航空群、さらに日本に駐留する英連邦の一個師団をもってソ連の侵攻に対処する、という考えを抱くことになる。⁽³⁸⁾ つまり前年一〇月段階ではフィリピン基地と沖縄基地を対ソ戦に利用する考えでいた戦争計画者たちは、ここにきて沖縄基地とともに在日米軍基地を対ソ戦用基地として利用する考えを持ち始めたのである。

統合参謀本部がハリー・S・トルーマン (Harry S. Truman) 大統領に宛てた四六年九月一〇日付けのメモは、同本部が在日米軍基地と沖縄基地を対ソ戦に利用する考えであったことを次のように明記している。「ソ連を一方の当事者とする戦争が発生した場合にソ連は必ず満州ないし中国北部に南下し、黄海と日本海を囲む北東アジアの工業地域をその支配下に置くと思われるが、日本本土を除けば沖縄はこの地域に米軍を投入できる唯一の基地となる」。⁽³⁹⁾

このように一九四六年に入ってアメリカ軍部が沖縄基地とともに在日米軍基地を重視し始めたのとは正反対に、「主要基地」に位置づけられていたフィリピン基地は、同年末頃から「後方基地」へと降格されることになる。伊藤裕子の研究によれば、フィリピンとの基地協定交渉を前にしてアメリカ軍部は、七一カ所にもぼる米軍基地用地(軍用地)の使用権を要求する方針を立てていたが、四六年八月から始まった実際の交渉を通じて、フィリピン基地

そのものを確保すべきかどうか疑問を抱くようになる。⁽⁴⁰⁾ この米比間で行われた基地協定交渉では、フィリピンのロハス (Manuel L. Roxas) 大統領が米軍基地のマニラ首都圏からの撤去を強く要求したり、植民地主義的特権の廃止を強く要求したため、交渉は何度も中断に追い込まれた。こうした状況に苛立ちを深めたアメリカ軍部が、在比米軍の全面撤退まで視野に入れた方針を打ち出したのである。

同年十一月二日、ニミッツ海軍作戦部長は、スビック湾とサングレー・ポイントの二カ所の即時使用と、レイテ島サマルル基地およびタウイタウイ停泊地の緊急時使用権のみをフィリピン政府に要求し、状況の変化によっては将来フィリピンから全面撤退することもありえることを方針として決定する。また十一月二三日にはドワイト・D・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 陸軍参謀総長も、フィリピンから陸軍部隊を原則的に全て撤退させ、フィリピン政府から要請があった場合にのみ一航空部隊と若干の陸上部隊を駐留させることを決定する。⁽⁴¹⁾ アメリカ軍部がこのようにフィリピン基地への態度を大きく変えた背景には、伊藤裕子が指摘するように、アメリカ政府の緊縮財政や基地協定に対するフィリピン側の「猛烈な反発」⁽⁴²⁾ などに加えて、「同じ西太平洋地域に位置する日本と沖縄がより有用な戦略拠点として浮上」してきたことがあったといえる。

トルーマン大統領はこの陸海両軍の提案を十二月五日に承認し、これをロハス大統領に伝達する。フィリピンから米軍を撤収させる意図など全く持たなかったロハス大統領は、このアメリカ側の提案にひどく狼狽し、米軍の残留を懇願することになる。このロハスの要請を受けてアメリカ政府は、結局のところ一六基地の即時使用と七基地の緊急時使用権の保留をフィリピン政府に要求し、翌四七年三月には、これら二三基地をアメリカ政府に貸与するという米比軍事基地協定が締結されるのであった。⁽⁴³⁾

以上、一九四六年に入ってフィリピン基地を“後方基地”へと降格させたアメリカ軍部は、沖縄基地と日本本土の基地を重視する方向にその態度を大きく変えていったのであるが、しかしだからといってその沖縄と日本本土の基地を今後も長期にわたって保持していくのかどうかに関しては、まだこの段階では政府の見解は固まっていなかった。沖縄に関していえば、今後も長期にわたって米軍基地を保持していくのかどうかという問題よりも、より根本的に、沖縄そのものの処遇をどうするのかについて、軍部と国務省の見解が真っ向から対立していたのである。周知のように、統合参謀本部が沖縄の戦略的重要性に鑑みて同地域を国連の戦略的信託統治下に置くことを主張したのに対し、国務省は沖縄を非軍事化したうえで日本に返還することを主張したのである。⁽⁴⁴⁾ 沖縄の処遇をめぐるこうした根本的な対立を前にしてトルーマン大統領は、四六年一月、この問題の解決を結局のところ棚上げにするのであった。

このように沖縄の処遇問題がワシントンで棚上げにされるなか、一方の沖縄現地においては、占領米軍が戦後に立てた基地開発プランに基づき飛行場や弾薬庫などの軍事施設を次々と構築していくことになる。現地の米陸軍司令部（沖縄基地司令部）が立てた基地開発計画（四五年一〇月策定）では、沖縄本島と伊江島に八つの飛行場を開発することを謳っていた他に、弾薬庫、通信施設、貯蔵庫、港（那覇港）、病院、住宅、燃料庫、道路、そして電気・ガス・水道施設などを開発していくことを定めていた。⁽⁴⁵⁾ 伊江島を除き沖縄本島内に開発する七つの飛行場とは、北から順に、本部、ボーロ、読谷、嘉手納、普天間、マチナト、そして那覇の七つの飛行場であった。このうち四つの飛行場（読谷、嘉手納、マチナト〔仲西〕、那覇）は日本軍の建設した飛行場を基盤としており、残りの三つ飛行場（本部、ボーロ、普天間）が米軍によって新しく予定された飛行場であった。この現地陸軍司令部の策定した基地開発計画は、その後太平洋軍司令部によって若干修正されるが、その修正された箇所はマチナト飛行場の貯蔵庫への変更、

本部、ボーロ、読谷、伊江の各飛行場のアスファルト舗装計画の中止、嘉手納、那覇西飛行場の滑走路拡張、病院数の変更（四棟から二棟に変更）、そして石油貯蔵庫の規模縮小などであった。⁽⁴⁶⁾

重要なことは、この米陸軍の作成した開発計画が、実は「半恒久的な施設を要求する暫定的な計画」であったという⁽⁴⁷⁾ことである。つまり、沖縄戦開始前に策定された前出基地開発計画がそうであったように、戦後に入って作成されたこの開発計画も、全ての施設をコンクリート等で強化するという意味でのいわゆる「恒久施設」の建設ではなく、台風によって大きな被害を受けるような、極めて脆弱な「半恒久施設」の建設を想定していたのである。

一方、米海軍も戦後に入って独自の基地開発計画を策定するが（八月三〇日策定）、この開発計画では沖縄本島内に三つの飛行場（金武、泡瀬、与那原）と一つの水上機飛行場を建設することを定めていた他に、海軍の必要とする諸施設の建設も謳っていた。⁽⁴⁸⁾しかし海軍はその後、「バックナー・ベイ（中城湾）の錨地としての条件を綿密に検討」（括弧は筆者）した結果、それが「当初に考えていたほど望ましいものではない」ことが判明し、以後沖縄では「小規模の施設の維持だけに関心を示す」ようになる。⁽⁴⁹⁾かくして戦後の在沖米軍基地は、海軍の基地としてではなく、主として航空基地として開発されていくのであった。

現地陸軍司令部の作成した月刊報告書によれば、四五年一二月段階で本部、ボーロ、読谷の各飛行場の建設工事が最小限度なものとなり、最も重視していた嘉手納飛行場の整備もほぼ完了させている。⁽⁵⁰⁾沖縄で最も重要な軍事施設であった飛行場の整備をこのように終えた同司令部は、翌四六年に入ると、駐留部隊の住宅建設や那覇港の開発に重点を置くようになる。前出月刊報告書によれば、同年四月にはその住宅建設の七五パーセントを、また那覇港の開発も九二パーセント完了させている。⁽⁵¹⁾その後建設工事は家族住宅の建設に重点が置かれるようになるが、これも翌年春ま

では完了させている。⁽⁵²⁾このように沖縄の処遇問題がワシントンで棚上げされるなか、沖縄現地の米軍は飛行場をはじめとする軍事施設や生活関連施設を次々と構築していき、沖縄の米軍基地を既成事実化していくのであった。

第二節 沖縄基地の長期保有と基地開発

一 NSC 13/2 (五)

トルーマン大統領によって棚上げにされたアメリカの対沖縄政策が、再び同政府内部で活発に議論されるようになるのは、その棚上げからおおよそ九ヵ月後の一九四七年八月に入ってからのことである。同月五日、国務省極東局が対日平和条約草案を完成させ、これを省内および軍部に提示したことが、この対沖縄政策をめぐる議論を活性化させるきっかけとなったのである。周知のように、この極東局によって作成された条約草案は、それが平和条約締結後も連を含めた国際監視機関が日本の非軍事化と民主化を監視するといった内容を含んでいたことから分かるように、いまだに第二次世界大戦時の米ソ協調の枠組みを前提としたものであった。同年三月のトルーマン・ドクトリン、続く同年六月のマーシャル・プランの発動等によって、米ソ冷戦がいよいよ誰の目にも明らかになってきたこの国際環境下において、米ソ協調の観点から作成されたこの条約草案は、沖縄の処遇に関しても、前出国務省の見解（沖縄を非軍事化したうえで日本に返還するという見解）をそのまま踏襲したものとなっていた。沖縄基地の戦略的価値を重要視し、沖縄を国連の戦略的信託統治下に置くことを主張していたアメリカ軍部が、この極東局の「沖縄返還」案に強く反対したことはいうまでもない。

重要なことは、この極東局の条約草案に対する批判の声が、同じ国務省内部から上がってきたということである。

戦後沖縄と米軍基地 (二) (平良)

この極東局の条約草案に対して根本的な批判を加えたのが、ジョージ・F・ケナン (George F. Kennan) を室長とする新設間もない政策企画室であった。アメリカの対ソ連「封じ込め政策」の立案者であったケナン率いる政策企画室は、極東局とは正反対に米ソ対立という国際環境を前提としたうえ、沖縄の米軍基地がアメリカと日本の双方の安全保障にとって重要であるとの見解を打ち出したのである。

同企画室がロバート・A・ロベット (Robert A. Lovett) 國務次官に提出した一〇月一四日付の対日政策文書 (PPS一〇) は、アメリカの安全保障にとって沖縄基地が必要であるとの観点から、「我々は沖縄に軍事施設を要求することを想定して (対日講和) 交渉を進めるべきである」(括弧は筆者) と提案している。また講和後の日本の安全保障に関しても、「主として日本に近接する地域」に駐留する米軍によって、すなわち沖縄や小笠原などに駐留する米軍によって、日本本土防衛を凶っていくべき旨を提案している。⁽⁵⁸⁾

このPPS一〇文書を作成したあとケナンは、周知のように、対日政策を組み立てるために必要な資料を集めるため日本を訪れるが、このときもたれたマッカーサー元帥との会談は重要である。なぜなら、このマッカーサーとの会談を通じてケナンは、沖縄基地の戦略的重要性を改めて認識すると同時に、マッカーサーの進言に沿った形の沖縄政策を勧告するからである。

四八年三月二一日に行われたケナンとの会談でマッカーサーは、日本防衛に関する沖縄の戦略的価値を次のように説明している。「もし我々が日本の領土を外部攻撃から守ろうとすれば、陸軍や海軍よりも主として空軍力に頼らなければならない。沖縄に十分な空軍力を常駐させておけば、我々は外部攻撃から日本を守ることができる」。つまりマッカーサーは、日本の防衛には沖縄の空軍基地と空軍力だけで十分であって、「日本本土に軍隊を維持する必要は

ない」とケナンに力説したわけである。

またその他にもマッカーサーは、アメリカの防衛線が「いまやマリアナ諸島、琉球諸島、アリューシャン列島を通過」しており、そのなかでも沖縄は「重要な要塞」であること、沖縄には強力かつ効果的な空軍の作戦準備をするのに「十分なスペース」があること、そして沖縄の空軍なら「ウラジオストクからシンガポールに至るアジア沿岸の敵軍や港湾設備を確実に破壊できる」こと、などをケナンに説明する。つまりマッカーサーは、アメリカの防衛線上に位置する最重要基地として沖縄を位置づけるとともに、攻撃作戦基地としての沖縄の有効性も、彼に力説したのである。そして最後にマッカーサーは、「いまこそアメリカは沖縄に留まる決定を行い、恒久的な駐留のために必要となる（基地）建設のための十分な資金を直ちに注ぎ込むべきである」（括弧は筆者）と強く訴えるのであった。⁽⁵⁴⁾

帰国後ケナンは直ちに対日政策に関する勧告書（PPS二八）をロベット國務次官に提出するが、この勧告書のなかでケナンは、沖縄に関して次のような勧告を行っている。⁽⁵⁵⁾

アメリカは沖縄の諸施設を恒久的に保持するという意図を現時点で決めるべきである。それに従い同地の基地を開発すべきである。これら諸島の恒久的な戦略的管理に対し国際的な承認を得るという問題については、国務省がこれを直ちに研究すべきである。

つまりここでケナンは、沖縄の国際的地位をめぐる問題についてはこれを省内で「直ちに研究」すべきと勧告しつつも、沖縄の米軍基地についてはマッカーサーの進言をそのまま援用して、現時点でその恒久保有を決定し、同基

地を本格開発すべきである、と勧告したのである。

かくしてこの「ケナン勧告」は、國務省内で若干の修正を経たのち国家安全保障會議 (National Security Council: NSC) に提出され、新しく NSC 一三という名称を与えられる⁽⁵⁶⁾。周知のように、この NSC 一三文書は四八年一〇月にトルーマン大統領の承認を得るが (NSC 一三/二)、沖縄に関する第五項については、翌四九年二月に入ってからその承認を得るのであった。この NSC 一三/二の第五項によってアメリカ政府は、「適当な時期に北緯二九度以南の琉球諸島 (中略) に対するアメリカの長期的な戦略支配についての国際的な承認」を獲得することを決定すると同時に、「沖縄の諸施設、および北緯二九度以南の琉球諸島 (中略) において統合参謀本部が必要とみなす諸施設を長期的に保持する意図」を持ち、その「沖縄と近傍の軍事基地を開発」していくことを決定するのであった。⁽⁵⁷⁾

二 在沖空軍戦術部隊の本国移転案

アメリカ軍部はこの NSC 決定を受けて沖縄での本格基地開発に向けていよいよ動き出すわけであるが、しかし実際の基地開発は決してスムーズに推し進められたわけではなかった。いやスムーズに推進されなかったばかりか、そもそも沖縄基地を本格開発すべきかという根本的な疑問が、米空軍省から提起されたのである。NSC 決定からおおよそ七ヵ月後の八月三十一日、ホイット・B・バンデンバーグ (Hoyt B. Vandenberg) 空軍参謀総長は統合参謀本部に対し、沖縄に駐留する全ての空軍戦術部隊を沖縄からアメリカ本国に移転させ、沖縄における基地開発を縮小させることを提案したのである (以下、「本国移転案」ともいう⁽⁵⁸⁾)。同本部が沖縄における空軍力とその基地を戦後一貫して重要視してきたことを考えれば、空軍省がこの「本国移転案」を提起したことの持つ意味は、極めて重要なものがあっ

た。同案は、アメリカが沖縄の米軍基地を本格開発していくべきかを問う重大提案であったと同時に、アメリカの極東軍事戦略そのものの基盤をも揺り動かす可能性を秘めた、重大提案であったのである。

そもそも空軍省がこの「本国移転案」を提起したきっかけは、沖縄を毎年襲う台風にあった。とりわけ、四九年七月二三日に沖縄を直撃した戦後最大の台風、「グロリア台風」が、同省をして沖縄から戦術部隊を全面撤退させるという提案をさせるに至った、その直接的なきっかけであった。四五年の沖縄占領以来現地の米軍は、毎年数回も沖縄を襲う台風によって何度も大きな被害を受けてきた。しかしこの戦後最大の台風「グロリア台風」は、それが四八年一〇月の「リビー台風」、翌四九年六月の「デラ台風」に続けて沖縄を襲ったこともあって、これまでにない甚大な被害を米軍に対してもたらしたのである。この台風によって米軍は死者二名、負傷者一五名の人的被害を出しただけでなく、倉庫や店舗、そして教会などの大型建物の約五〇パーセントも完全に破壊されるなどして、物的にも大きな被害を受けた。⁽⁵⁹⁾ 沖縄の軍事施設のなかでも最も強固な建物であった空軍の航空保管庫さえ破壊されたことは、この台風が如何に強力なものであったのかをよく物語っている（このグロリア台風による被害は米軍側よりも住民側のほうがより深刻で、死者三六人、負傷者二三六人を出している⁽⁶⁰⁾）。この台風被害に強い衝撃を受けた空軍省が、それからおよそ一カ月後の八月末に、統合参謀本部に対して上記「本国移転案」を提起したわけである。

東京のマッカーサーに宛てた陸軍省の九月三日付けの電報は、バンデンバーグ空軍参謀総長が統合参謀本部に送った文書の内容を伝えているが、それによるとまずバンデンバーグは、「第二次世界大戦以来、空軍は相次ぐ台風によって損害を受けた沖縄の暫定施設を復旧、再建するため、一〇〇〇万ドル以上も費やしてきた」とのべたうえ、今回のグロリア台風が沖縄の空軍施設を「そこで生活と軍事活動を継続できなくなるまで」徹底的に破壊し、大きな損害

を与えた、と説明する。⁽⁶¹⁾そしてバンデンバーグは、この大損害を受けた空軍施設を「台風にも耐えうる施設」に新たに再建するためには、少なくとも三二〇〇万ドルから四五〇〇万ドルのコストがかかってしまう、とのべたうえで、しかしそれを米議会に要求するのは自分としては「気が進まない」、と同本部に訴えるのであった。

バンデンバーグがこの基地再建予算を議会に要求するのを嫌がったのは、全般的な軍事予算の削減という「現在の予算傾向」と、空軍予算が「他の地域」で「緊急に必要」とされていたことの二つの理由からであった。第二次世界大戦の終結以来、アメリカでは膨張した軍事予算の削減が推し進められていたが、歴史家ロジャー・ディングマン (Roger Dingman) によれば、この削減された軍事予算の配分をめぐって陸海空三軍は激しく対立し、当時の軍同士の関係は「陰悪なもの」となっていた。⁽⁶²⁾バンデンバーグが沖繩基地再建予算を議会に要求するのを嫌がった背景には、こうした国防予算の削減という軍部を取り巻く厳しい予算環境と、その限られた空軍予算を他の地域に優先的に充当しなければならぬという空軍独自の事情があったわけである。⁽⁶³⁾

かくして三二〇〇万ドルから四五〇〇万ドルの基地再建予算を米議会に要求するのを嫌がったバンデンバーグは、その再建コストを下げるために、沖繩に駐留する全ての戦術部隊、すなわち第五一戦闘機航空団、第四戦闘機飛行隊、第三一戦略偵察飛行隊、そして救難飛行隊を直ちにアメリカ本国に移転させ、沖繩の空軍基地再建計画を縮小していくことを提案したのである。⁽⁶⁴⁾つまりバンデンバーグは、沖繩には航空警戒管制団、航空保安管制飛行隊、アスファルト・プラント部隊、岩石破碎部隊、そして航空工兵部隊のみを残し、その残った部隊の諸施設をより少ないコストで再建していくことを考えたわけである。当時沖繩には約六三〇〇人の空軍軍人が常駐していたが、そのうちの戦術部隊員約二八〇〇人をアメリカ本国に戻し、残りの約三五〇〇人の支援部隊のみを残留させようとしたわけである。そ

してこれによって戦術部隊の駐留していた那覇空軍基地の再建を取り止めて、嘉手納空軍基地のみを「機動または中間準備地域 (maneuver or staging area)」として残留部隊に使用させようと考えたのであった。

沖縄から撤退する全戦術部隊の移転先として空軍省は、当初は日本かフィリピンへの移転を検討していた。しかしバンデンバーグによれば、空軍省内部で検討した結果、いずれの案も問題を抱えていることが判明し、それを放棄している。まず日本への移転に関しては、沖縄から日本に配置される部隊の住宅建設費が約一〇〇〇万ドルかかってしまうこと、その部隊の住宅建設のために新たに土地を獲得することを極東軍司令官が認めていないこと、よってただでさえ不十分な日本における米軍の家族住宅状況をさらに悪化させてしまうこと、以上の三つを理由に挙げて、日本への移転案を放棄するのであった。またフィリピンへの移転に関しは、クラーク空軍基地の復旧と拡張のために現在一六〇〇万ドルの費用が見積もられていること、そのなかで沖縄から部隊が配置されるとさらに一五〇〇万ドルの費用がかかってしまうこと、などを指摘したうえで、同国の不安定な政治状況とこの地域に戦術部隊をさらに展開することの戦略的な必要性の欠如を理由に挙げて、同国への移転を取り止めるのであった。こうして両案を放棄した空軍省は、その代替案として、アメリカ本国に部隊を撤退させることを考え出したのである。⁽⁶⁵⁾

基地再建コストをこのように低く抑えるためであったとはいえ、空軍省が沖縄の戦術部隊をすべてアメリカ本国に撤退させるという提案をしたことは、少なくとも彼ら空軍省からみれば、沖縄基地に戦術部隊を常駐させる絶対的な必要性などなかったということである。実際、バンデンバーグは「本国移転案」を提案した際、「もし戦略的な状況から必要となる場合には、(沖縄から撤退した) 部隊を日本、グアム、フィリピン、あるいはアメリカ本国から一時的に沖縄に移動させることができる」(括弧は筆者)、と説明している。つまり空軍省は、平時においては「機動また

は中間準備地域」として沖繩基地を使用し、有事の際には戦術部隊を一時駐留させるいわば「有事駐留基地」として、沖繩を使用することを考えたわけである。

こうした空軍省の「本国移転案」に強い衝撃を受けたのは、もちろん、みずからも沖繩に部隊を駐留させていた陸軍省であった。沖繩の陸軍基地再建費用として約四〇〇〇万ドルの予算を米議会に要求する準備を進めていた同省は、同年九月三日、この空軍省の提案を直ちに東京のマッカーサーに伝えるとともに、次の三点について彼のコメントを求めている。すなわち、①空軍省のこの提案が極東軍の任務遂行に与えるインパクトはどのようなものなのか、②空軍戦術部隊の移転に合わせて沖繩の陸軍部隊も削減することは望ましいことなのか、③陸軍省が現在推し進めている基地再建計画への影響はどうか、以上の三点である。⁽⁶⁶⁾ アメリカの極東軍事戦略が沖繩の空軍力および空軍基地をその基盤の一つとしていたことを考えても、また沖繩の陸軍部隊の主要任務の一つがこの空軍基地のある沖繩を防衛することにあったことを考えても、陸軍省がこうした質問を極東軍司令官のマッカーサーに行ったことは、ある意味当然のことであった。

陸軍省の質問に対してマッカーサーは、九月六日、直ちにみずからのコメントを同省に伝えている。⁽⁶⁷⁾ まず第一の質問に対してマッカーサーは、「極東空軍の戦闘能力がすでに四六パーセントも削減されている」ことや、その削減によって「全般的な非常時に日本と沖繩を確保する能力」が著しく低下していることを説明したうえで、沖繩の戦術部隊が撤退すればさらに極東空軍の戦闘機数は二〇パーセントも削減されることとなり、「沖繩は空と海からの奇襲攻撃に対して無防備になってしまふ」と力説する。

また第二の質問に対してマッカーサーは、「極東軍の航空輸送能力が大きく減少している」ため、他の極東地域か

ら「迅速に沖縄に援軍を送る能力が著しく欠けている」ことを指摘したうえで、「沖縄には非常事態が起こる前から十分な陸軍と空軍の戦闘部隊を配置」していなければならず、そうしなければ「開戦時における沖縄の戦略的な基地としての価値は取るに足らないものになる」、と主張する。そして第二の質問に関してマッカーサーは、たとえ沖縄の空軍部隊が本国に移転されようとも、沖縄における陸軍施設の差し迫った再建の必要性は減少しておらず、よって四〇〇〇万ドルの予算要求額を減少させることはない、と説明するのであった。

こうしたコメントを行ったあとマッカーサーは、さらに極東地域における戦略環境を次のように説明し、そのなかで沖縄の問題も位置づけている。すなわち彼は、中国共産軍の力が中国北部と中央にまで広がっていること、よって北海道から沖縄を含むフィリピンのラインを空と海から包囲する潜在力をソ連に提供したことを説明したうえで、その共産軍がいまやこうした能力を実感しているだけでなく、中国沿岸部全体の支配を事実上達成していること、そしてこの支配がすぐにでも台湾と澎湖諸島にまで拡大する可能性があることを力説する。そしてマッカーサーは、東洋におけるアメリカの軍事的・政治的威信を維持するためにも、北海道からフィリピンに至るまでの戦略的に重要な沖合ラインを強化しなければならず、そのためには「西太平洋における陸海空すべての米軍資源を削減するのではなく拡大させなければならない」、と主張するのであった。

このように極東地域の戦略環境について説明をしたマッカーサーは、「沖縄における現在の地位を放棄することは極東で維持している米軍の軍事能力の要石を取り去ることになる」と説明し、沖縄で必要とする建設資金を空軍が獲得できるように陸軍と空軍が協力して予算獲得に取り組むべきだ、と訴えるのであった。このマッカーサーの見解を受けたジョン・L・コリンズ (John L. Collins) 陸軍参謀総長は、九月一四日、統合参謀本部に対し、空軍省の「本国

「移転案」に反対である旨を伝え、陸軍と空軍が連携して沖縄の基地再建予算を要求すべきであると勧告するのであった。⁽⁶⁸⁾

一方、空軍省から直接「本国移転案」の提案を受けた同本部は、この検討を下級機関である統合戦略計画委員会 (Joint Strategic Plans Committee: JSPC) に命じるが、これを受けた同委員会も、九月九日、陸軍省と同じくこの案に反対し、陸軍と空軍が連携して沖縄基地再建予算を要求すべきであると勧告する。そしてこれを受けた統合参謀本部は、九月二二日、空軍省の「本国移転案」に言及することを避け、陸軍と空軍が要求する沖縄基地再建予算を国防長官に要求することを決定したのであった。⁽⁶⁹⁾ 統合参謀本部と統合戦略計画委員会がその内部で如何なる検討を行なったのかは不明であるが、同本部が戦後一貫して沖縄の空軍基地と空軍力を戦略的に重視してきたことを考えれば、彼らがこの「本国移転案」を事実上却下したことは、ある意味当然のことであったといえる。⁽⁷⁰⁾

三 陸軍戦闘部隊のローテーション案

このように空軍省の提起した「本国移転案」は、結局のところ統合参謀本部によって事実上却下されたわけであるが、しかしこれによって沖縄基地の再建問題が全て解決されたわけではなかった。却下されたとはいえ、この空軍省による問題提起は、みずからも沖縄に基地を持つ陸軍省に対し、次のような問題を投げかけるのであった。すなわち、空軍省からこうした提案がなされたいま、果たして沖縄の陸軍基地を本格開発するための予算を十分に確保できるのか、という問題である。

この「本国移転案」が却下されてからおよそ三週間後の一〇月一六日、陸軍参謀次長のアルフレッド・M・グルエ

ンサー (Alfred M. Gruenther) は、計画作戦部 (G-3) のチャールズ・L・ボルト (Charles L. Bolte) 部長に対し、「我々は予算局を前にして完全にしっかりとした立場にあるといえるのか」という質問を投げかけている。⁽⁷¹⁾ 沖縄の陸軍基地再建予算を今後連邦予算局に要求していく際、その要求の正当性をしっかりと同局に説明できるのか、というこのグルエンサーの質問に対してボルトは、次のように答えている。「これまでに承認されたNSCとJCSの諸決定に基づいて明らかにしっかりとした立場にある」にもかかわらず、「沖縄の将来と継続的な重要性」に関して最近軍上層部から疑問が提起された。これによって沖縄における「恒久基地建設のための如何なる提案もその土台が掘り崩されている」。この軍上層部における「疑問」についてボルトは、「経済的な理由」から空軍省が「本国移転案」を提起したことと、その提案を統合参謀本部が「確固たる」決断のもとに却下せず、同案への言及を「避けた」ことを挙げている。⁽⁷²⁾

またグルエンサーの次のような質問、すなわち「我々が沖縄に留まることは明確なことなのか」というより根源的な質問に対してボルトは、上記軍上層部の疑問に触れながら、「長期的な基盤」に基づく駐留は「明確ではない」、と答えるのであった。このように計画作戦部のボルトは、沖縄における恒久基地開発の土台が掘り崩されているとみただけか、そもそも沖縄に米軍が長期駐留できるかどうかも確実ではない、と返答したわけである。

こうした沖縄の基地開発に関するグルエンサーとボルトの心配は、何も彼ら二人にとどまるものではなく、陸軍参謀総長のコリンズにも共有されたものであった。同基地開発予算の獲得の困難さを十分に自覚していたコリンズは、グルエンサーが上記質問をボルトに投げかけた一〇日ほど前、すなわち一〇月五日、基地再建予算を低く抑えるための措置として、次の案を検討するようボルト率いる計画作戦部に命じている。コリンズが検討を求めた代案とは、沖

繩に陸軍戦闘部隊を常駐させる代わりに、同部隊をすべて日本本土もしくはハワイに配置し、これら部隊を沖繩と日本本土、あるいは沖繩とハワイ間を三カ月から六カ月間隔でローテーションさせる、という案であった。⁽⁷³⁾つまりコリンズは、これによって沖繩に常駐する部隊とその家族を減らし、沖繩での基地開発計画を縮小していくことを考えたわけである。これは、空軍戦闘部隊をアメリカ本国に撤退させることによって基地開発計画を縮小しようとした空軍省の上記提案と、考え方としては似たようなものであった。

コリンズから同案の検討を指示された計画作戦部は、極東軍司令部や太平洋軍司令部の意見も参考にしながら約一カ月にわたって検討を行った結果、次のような結論に達することになる。すなわち、①与えられた任務は歩兵一個大隊強では遂行できないが、歩兵一個連隊強では可能であること、②「ローテーション案」を採用した場合でも沖繩には常駐の役務支援部隊が残り、その数は沖繩における陸軍兵力の六〇パーセント以上を占めること、③「ローテーション案」を採用すれば基地建設費用を二〇〇〇万ドルから二九〇〇万ドル削減できるが、しかしその一方で戦闘部隊の輸送コストや日本またはハワイにおける新規の住宅建設コスト等がかかってしまい、その節約されるコストはおよそ五年から八年の間に相殺されてしまうこと、④平和条約締結後の日本においてローテーション部隊とその基地を維持できるかどうか不確実であること、⑤部隊のローテーションを続けるためには毎年その実施のために資金と輸送船が要求されるが、それが将来にわたって得られるかどうか不確実であること、そして⑥部隊の全体的な有効性とその士気に有害な影響を与えてしまうこと、以上の六点を挙げている。この結論に基づき計画作戦部は、「ローテーション案」の検討中止をコリンズに進言し、これをコリンズは一一月四日、受け入れるのであった。⁽⁷⁴⁾

陸軍省がこの「ローテーション案」放棄を沖繩訪問中の基地建設調査団に伝えたのは、それからおよそ二週間後の

一月二〇日のことである。⁽⁷⁵⁾この「ローテーション案」放棄を伝えた電報のなかで同省は、一万一六〇〇人の常駐兵力（のちに一万三〇〇〇人に修正）を基盤にして沖縄における基地開発計画を策定し、その計画には家族住宅建設も含めるよう同調査団に要求する。陸軍省が電報を送ったこの基地建設調査団とは、そのおよそ一カ月前から日本本土と沖縄現地で沖縄の基地開発に関する調査を行っていた、ノールド基地建設調査団のことであった。

陸軍省のジョージ・J・ノールド (George J. Nold) 准将を団長とするこの陸軍と空軍からなる合同の基地建設調査団は、占領地域担当の陸軍次官トレーシー・S・ボーヒーズ (Tracy S. Voorhes) の要請に基づいて、ワシントンから同地に派遣された調査団である。前出「グロリア台風」の爪跡残る九月四日に沖縄を視察したボーヒーズは、それから約一カ月後の一〇月五日、東京のマッカーサーに対して電報を送り、陸軍と空軍がこれまでに合同で推し進めてきた基地開発計画を批判したうえで、これに代わる新しい計画を策定するため、陸軍と空軍から八名のエンジニアを日本に派遣したい旨、マッカーサーに提案したのである。⁽⁷⁶⁾ボーヒーズがこれまでの基地建設計画を批判したのは、同計画が「日本と沖縄における資材と労働力」を最大限に利用するものとはなっていなかったからである。国防予算の削減という厳しい予算環境のなか、如何にして陸軍予算を切り詰めていくかを考えていたボーヒーズは、日本本土と沖縄の経済的資源を最大限に活用することによって、基地開発にかかる費用をできる限り低く抑えていこうと考えたわけである。

また彼は、本来ならば占領地域における飢餓や疫病、社会不安などを防止するために使用されるべきガリオア援助 (Government and Relief in Occupied Areas: GARIOA) を、軍民共同で利用できる道路や電気水道施設の建設、そして那覇港の改善や軍政府の関連建物および米軍家族住宅の建設にもうまく利用していくことを考え出し、それを

マッカーサーに説明している。このボーヒーズの提案に基づき沖縄と日本本土に派遣されたノールド基地建設調査団が、彼の上記意向を反映させた基地建設報告書をマッカーサーに提出したのは、同年一月下旬のことであった。⁽⁷⁷⁾一方ワシントンでは、ボーヒーズをはじめとする軍担当者が基地開発予算の獲得に向けて積極的に米議会に対して働きかけを行い、一九五〇会計年度予算として陸空合わせて五八〇〇万ドルの基地開発予算を獲得することになる。⁽⁷⁸⁾かくしてこの基地開発予算の裏付けを得た陸軍と空軍は、ノールド調査団の作成した報告書を基にして、翌一九五〇年春から沖縄において本格的な基地開発を開始するのであった。

以上、本章では沖縄米軍基地の形成過程を詳しくみてきたが、この航空基地を中核とする米軍基地は、戦時中日本軍によって構築された航空基地群を基盤とするものであった。そして米ソ冷戦という国際環境の下、同基地は戦後早々から対ソ戦基地として重要視されるが、しかしその実態は、台風によって大きな被害を受けるような、極めて脆弱な「半恒久基地」であった。しかも軍部と国務省との対立によって同基地は、長期にわたって保持されるかどうかも決まっていなかった。この沖縄の米軍基地が国家安全保障会議において本格開発されることが決定されたのは、一九四九年に入ってからのことであった。

しかしこの決定にもかかわらず、予算上の理由から空軍省と陸軍省は、沖縄基地の本格開発について疑問を提起することになる。とりわけ前者の提起した「本国移転案」は、それが沖縄の空軍力と空軍基地を重視する軍部の極東軍事戦略そのものの基盤を揺り動かす可能性を秘めていただけに、統合参謀本部と陸軍省から強い反対を受けることになる。この空軍省の提案が事実上却下されたあと、また陸軍省の「ローテーション案」も立ち消えになったあと、ようやく沖縄では本格的な「恒久基地」開発が推進されていくのであった。次章では、この米軍基地が沖縄に構築され

たことによって、そもそもどのような問題が戦後初期の沖縄社会で生み出されたのかをみていくことにする。

- (1) 宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』(三一書房、一九八一年、以下、宮里、前掲書②と記す)、第二部第三章、我部政明『日米関係のなかの沖縄』(三一書房、一九九六年、以下、我部、前掲書③と記す)、第一章、我部、前掲書②、第一部第一章、エルドリッヂ、前掲書、第二章。
- (2) 同実施過程を扱った数少ない研究に、前掲『沖縄県史資料編一四琉球列島の軍政一九四五―一九五〇現代二(和訳編)』がある。
- (3) 日本陸軍は同じ時期に西表島にも要塞(船浮要塞)を構築している。
- (4) なお、石垣島と南大東島に海軍の簡易飛行場が設置されていた。
- (5) 徴兵事務を取り扱う機関として那覇に陸軍の沖縄聯隊区司令部が置かれていた。
- (6) 正確には、一八七六年から一八九六年までの二〇年間、沖縄には陸軍沖縄分遣隊が配備されていた。同分遣隊の動向については、原剛「明治初期の沖縄の兵備——琉球処分に伴う陸軍分遣隊の派遣——」政治経済史学会編『政治経済史学』三一七(一九九二年)。
- (7) 陸戦史研究普及会編『陸戦史集九沖縄作戦(第二次世界大戦)』(原書房、一九六八年)、一一ページ。
- (8) 防衛庁防衛研修所戦史室『陸軍航空作戦沖縄・台湾・硫黄島方面』(朝雲新聞社、一九七五年)、二四ページ、大城将保「第三軍の沖縄配備と全島要塞化」沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄戦研究Ⅱ』(沖縄県教育委員会、一九九九年)、九七ページ。
- (9) 防衛庁防衛研修所戦史室『沖縄方面陸軍作戦』(朝雲新聞社、一九六八年)、二六―三二ページ。
- (10) 大田嘉弘『沖縄作戦の統帥』(相模書房、一九七九年)、五七ページ。
- (11) 正式には読谷飛行場は陸軍沖縄北飛行場、嘉手納飛行場は陸軍沖縄中飛行場、仲西飛行場は陸軍沖縄南飛行場、西原飛行場は陸軍沖縄東飛行場と呼ばれていた。その他にも第三軍は陸軍首里秘密飛行場も建設している。
- (12) 第三軍と海軍の飛行場建設については、大城、前掲論文。
- (13) 林博史『沖縄戦と民衆』(大月書店、二〇〇一年)、三四ページ。
- (14) 大城、前掲論文、一〇〇ページ。
- (15) 林、前掲書、二九―三四ページ。もっとも、住民は基地建設のために徴用されただけでなく、陣地構築にも徴用され、しかも食料

や資料なども供出しなければならなかった。

- (16) TAB "A", Principal Pre-Invasion Japanese Military Land, attached USCAR, "Study of Land Problems in Okinawa," October 1, 1955. 沖縄県公文書館 [資料コード 0000000836] (以下、資料コードのみ記す)。この一四〇八エーカーの内訳は、伊江島飛行場が二四四エーカー、読谷飛行場が五三五エーカー、嘉手納飛行場が一九エーカー、マチナト(仲西)飛行場が一五〇エーカー、与那原(西原)飛行場が一三八エーカー、那覇飛行場(海軍小禄飛行場)が二〇〇エーカー、そして中城要塞用地が二二エーカーであった。なお、戦後米軍が取得した軍用地の面積は、一九四七年時点においてその約三〇倍の、四万三〇〇〇エーカー余りであった。この米軍の土地取得とその問題点については、次章で詳述する。
- (17) 沖縄県総務部総務課『旧日本軍接收用地調査報告書』(一九七八年)、二一ページ。
- (18) 大蔵省衆議院予算委員会提出資料「沖縄における旧軍買収地について」(一九七八年四月一七日) 財団法人南西地域産業活性化センター『旧軍飛行場用地問題調査・検討報告書』(二〇〇三年度沖縄県受託事業、二〇〇四年二月)、一四九～一五六ページ。
- (19) 前掲『陸戦史集九 沖縄作戦(第二次世界大戦)』、三〇ページ。
- (20) 司令官は渡邊正夫中将から牛島満中将に、参謀長は北川潔水少将から長勇少将に変更。
- (21) 大城、前掲論文、九五ページ。
- (22) 前掲『陸戦史集九 沖縄作戦(第二次世界大戦)』、四一ページ。なお、米軍の上陸が想定されていなかった北部地域の防衛には、独立混成第四旅団がその任務に就いていた。
- (23) 同上、九三ページ。
- (24) Major Chas. S. Nichols, Jr., USMC, Henry I. Shaw, Jr., *Okinawa: Victory in the Pacific*, Historical Branch G-3 Division Headquarters U.S. Marine Corps, 1955 (reprinted by The Battery Press, 1989) pp. 14-17.
- (25) *Ibid.*, pp. 16-17.
- (26) 沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄県史資料編二二 アイスマーグ作戦 沖縄戦五(和訳編)』(沖縄県教育委員会、二〇〇一年)、四六～四七ページ。
- (27) Headquarters 5223rd Engineer Construction Brigade, Okinawa Base Command Historical Report, March 21, 1946, p. 7. 沖縄県公文書館 [U00002099B]、前掲『沖縄県史資料編二二 アイスマーグ作戦 沖縄戦五(和訳編)』、五八二ページ。
- (28) Headquarters 5223rd Engineer Construction Brigade, Okinawa Base Command Historical Report, March 21, 1946, pp. 9-13.

- (29) *Ibid.*, p.7.
- (30) 米第一〇軍の沖縄での戦闘記録について Roy E. Appelman, James M. Burns, Russell A. Gugeler, and John Stevens, *Okinawa: The Last Battle* (Washington, D. C.: United States Army, Center of Military History, original edition, 1947, reprinted edition, 1991)
- (31) Headquarters 10th Army, Okinawa Campaign -26 March -30 June, 1945, Base Development, p.1. 沖縄県公文書館 [U00002112B]
- (32) JCS 570/40, October 25, 1945, CCS 360 (12-9-42) Sec. 9. 沖縄県公文書館 [0000037300]
- (33) 柴山太「冷戦初期におけるアメリカの世界戦略と日本」川田稔、伊藤之雄『二〇世紀日米関係と東アジア』(風媒社、二〇〇二年、以下、柴山、前掲論文①と記す)、二二三～二二五ページ。
- (34) 同上、二二五～二二六ページ。
- (35) なお、この対ソ戦を想定して米陸軍が当時検討していた計画案では、まずフィリピンにおいて三個超重爆撃機航空団、四個戦闘機航空団、一個戦術爆撃機航空団、その他の航空部隊、そして一個師団以内の陸上兵力を常駐させ、戦時においてはこれに加えて五個陸上師団と一八個航空団から構成される攻撃用部隊を展開することを考えていた。また沖縄においては一個超重爆撃機航空団、二個戦闘機航空団、一個戦術爆撃機航空団、そして一個連隊の地上軍を常駐させ、戦時にはこれらの兵力に加えて九個航空団と二個師団からなる攻撃部隊を展開することを想定していた。同上、二二七ページ。
- (36) 柴山太「原爆か日本再軍備か?——日本防衛をめぐるアメリカ軍内部での戦略論争一九四六～四九年」伊藤之雄、川田稔編『環太平洋の国際秩序の模索と日本——第一次世界大戦後から五五年体制成立——』(山川出版社、一九九九年、以下、柴山、前掲論文②と記す)、四五～四六ページ。
- (37) 同上、四六ページ。
- (38) 同上、六三～六四ページ。なお、ワシントンの参謀らは対ソ戦が勃発した際には旧日本軍を動員(再軍備)して日本本土の「戦略的に重要な港湾地域を防衛」させることまで考えていた(同上、四七ページ)。
- (39) 河野、前掲書、一二ページ。
- (40) 伊藤裕子「フィリピンの軍事戦略的重要性の変化と一九四七年米比軍事基地協定の成立過程」『国際政治』一一七号(一九九八年、以下、伊藤、前掲論文①と記す)、二二三ページ。

- (41) 同上、二二七〜二二八ページ。
- (42) 伊藤裕子「戦後アメリカの対フィリピン軍事政策と日本要因一九四五〜一九五二」池端雪浦、リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』(岩波書店、二〇〇四年、以下、伊藤、前掲論文②と記す)、三三四ページ。
- (43) 同上、二一九ページ。なお、伊藤裕子によれば、この即時使用のための一六基地のなかで「純粹な軍事基地」といえるものは、「クラーク・フィールド陸軍航空基地とフォート・ストッツェンバーグ陸軍陸上基地、および、スピック湾、サングレー・ポイント、レイテ・サマル各海軍基地」の五基地のみであった。
- (44) この統合参謀本部と国務省の対立については、宮里、前掲書②、河野、前掲書、エルドリッジ、前掲書、我部、前掲書③を参照のこと。なお、国連の信託統治制度とは、国連の信託を受けた国家(施政国)が国連の監督下で特定地域の統治を行う制度のことをいい、同制度には戦略地域と非戦略地域の二つがあった。前者すなわち戦略的信託統治は安全保障理事会が監督し、後者すなわち非戦略的信託統治ないし通常信託統治は信託統治理事会の援助を受けて国連総会がこれを監督することとなっていた。
- (45) Headquarters 5223rd Engineer Construction Brigade, Okinawa Base Command Historical Report, March 21, 1946, pp. 13-16.
- (46) *Ibid.*, pp. 50-54.
- (47) *Ibid.*, p.1.
- (48) *Ibid.*, pp. 49-50.
- (49) 前掲『沖縄県史資料編一四琉球列島の軍政一九四五〜一九五〇現代二(和訳編)』、六七ページ。
- (50) Historical Record, Okinawa Base Command, November 1945, p.4. (琉球大学附属図書館所蔵複写資料『占領初期米軍統治関係資料 Okinawa Base Command (I)』)
- (51) Historical Record, Okinawa Base Command, April 1946, p.3. (同上資料)
- (52) Historical Record, Okinawa Base Command, April 1947. (琉球大学附属図書館所蔵複写資料『占領初期米軍統治関係資料 Okinawa Base Command (II)』)
- (53) PPS/10, October 14, 1947, *Foreign Relations of the United States* (Washington, D.C.: Government Printing Office. 以下FRUSと略記する), 1947, Vol.6, pp. 536-543. なお、この「日本に近接する地域」についてこのPPS-10文書は具体的な地域を挙げていないが、同文書が作成されるまでに行われた同企画室の議論をみれば、それが沖縄や小笠原などの地域を指していたであろうこと

はほぼ明白であった。このPARAS-10文書作成に至るまでの企画室内での議論については、エルドリッジ、前掲書、1130〜1136ページ、柴山、前掲論文①、1114〜1118ページを参照のこと。

- (54) Conversation Between General of the Army MacArthur, Under Secretary of the Army Draper, and Mr. George F. Kennan, March 23, 1948, *FRUS, 1948*, Vol. 6, pp. 706-712.
- (55) PPS/28, March 25, 1948, *ibid.*, pp. 691-696.
- (56) Recommendations With Respect to U.S. Policy Toward Japan, May 26, 1948, *FRUS, 1948*, Vol. 6, pp. 776-782. なお、アメリカの対沖繩政策を謳ったこのNSC-113の第五項には、新たに沖繩の経済復興に関する条項も挿入されるが、これについては次章で説明する。
- (57) DA (CSAC) to CINCFE, February 18, 1949. 沖繩県公文書館 [0000024545]
- (58) TAB "B", SUBJECT: A chronological presentation of the decisions indicating the importance of Okinawa and subsequent actions which imply doubt in the continuance of that importance, attached MEMORANDUM FOR GENERAL GRUENTHER, October 20, 1949, P&O 091 Japan TS (19 Oct 49), RG319. 本章で利用する陸軍省文書 (RG319) は、すべて法政大学の河野康子教授が米国立公文書館において蒐集したものである。河野教授の御厚意により同文書をみせて頂いた。河野教授の御厚意に深く感謝する。なお、この空軍省の「本国移転案」については、宮里政玄が前掲書②で若干触れてはいるものの、他の研究では全く言及されていない。
- (59) CINCFE to DA, July 29, 1949. 沖繩県公文書館 [0000024278]
- (60) 前掲『沖繩県史資料編一四琉球列島の軍政一九四五―一九五〇現代一(和訳編)』七五ページ。
- (61) DA to CINCFE, September 3, 1949. 沖繩県公文書館 [0000024545] 断わりのない限り、以下のバンデンバーグの提案については、同資料を参照。
- (62) ロジャー・ディングマン (大川晃訳)「アメリカ海軍と冷戦：日本の場合」『エコノミア』第七八号(一九八三年)、五四ページ。
- (63) のちに空軍省の関係者は陸軍省に対して、空軍が「本国移転案」を提起したのは「台風に耐えうる施設を建設するための必要資金を得られないと信じた」からであると説明している。Staff Study, Tab "A", "Strategic Role of Okinawa" attached Bolte to C/S, November 18, 1949, P&O 370.02 TS (18 Nov 49), RG319. ただ、空軍省が沖繩基地開発予算を獲得するための一つのカードとして、この「本国移転案」を利用した可能性も拭えない。したがって、当時の空軍省の軍事戦略構想や、軍事予算の問題などを検討し、そのな

かで「本国移転案」を考える必要がある。これについては筆者の今後の重要な研究課題である。

(64) ただ、第三一戦略偵察飛行隊に所属する対電子部隊のみは本国への撤退を要求しないとしている。その理由としてバンデンバーグは、同部隊の任務の重要性と、同部隊をコストなしに極東軍に吸収できるからとしている。

(65) なお、この空軍省の「本国移転案」に関する情報を極東軍司令部から受けたジョージ・C・ストラテマイヤー (George C. Stratemeyer) 極東空軍司令官は、空軍戦術部隊を沖縄に残すことを求めるが、それがどうしても無理な場合にはアメリカ本国ではなく日本本土に移転させるようバンデンバーグに求めている。その際、第五一戦闘機航空団は伊丹基地へ、第三一戦略偵察飛行隊は横田基地へ、そして第四戦闘機飛行隊は三沢基地へと移転させるよう要求している。CG FEAF (Stratemeyer) to SUSAF (Vandenberg), September 8, 1949. 沖縄県公文書館 [0000024545]

(66) DA to CINCFE, September 3, 1949.

(67) CINCFE to DA, September 6, 1949. 沖縄県公文書館 [0000024545]

(68) TAB "B", SUBJECT: A chronological presentation of the decisions indicating the importance of Okinawa and subsequent actions which imply doubt in the continuance of that importance.

(69) *Ibid.*

(70) 統合参謀本部がこの空軍省の提案を却下したことについて、ある文書は次のように記している。「JCSは沖縄からの(空軍戦術部隊の)移転(中略)について真剣な考慮を求められた。しかし琉球における恒久的な米軍基地の戦略的重要性のために、これらの提案を否認した」。MEMORANDUM FOR JOINT STAFF (CAPT LALOR), SUBJECT: JCS Briefing for Trip to the Far East, January 19, 1950. 沖縄県公文書館 [0000005702] なお、一九四八年二月から五月にかけて策定された統合参謀本部の対ソ戦争計画 (BROILER, HALFMOON) では、沖縄はイギリス領有の諸島やカイロスエズ地域と並んで、戦略核爆撃のための主要基地に位置づけられていた。また四九年一二月に策定された対ソ戦争計画 (OFFTACKLE) では、ヨーロッパで戦略的攻勢をとる一方、極東地域では戦略的防衛態勢をとり、そのなかで沖縄を軍事作戦と日本防衛のための主要基地として扱っている。Kenneth W. Condit, *The History of the Joint Chiefs of Staff: The Joint Chiefs of Staff and National Policy*, Vol. 2, 1947-1949 (Wilmington: Michael Glazier, Inc., 1979), pp. 283-302.

(71) Memo from Gruenther to Bolte, October 16, 1949, P&O 091 Japan TS (19 Oct 49), RG319.

(72) TAB "A", SUBJECT: Answers to questions on U.S. construction objectives in Japan and Okinawa contained in 16 Octo-

ber memo of General Gruenther, attached MEMORANDUM FOR GENERAL GRUENTHER, October 20, 1949, P&O 091 Japan TS (19 Oct 49), RG319.

(73) MEMO FOR RECORD, SUBJECT: Occupation of Okinawa by Rotation of Units from Japan or Hawaii, October 5, 1949, P & O 370.02 TS (3 Nov 49), RG319. 漸進的のちう限の' ちトウの' ン陸軍部の「ローテーション案」に關しては、回資料を参照。

(74) Study, "Reduction in Okinawa Construction Program That Could Be Achieved by the Periodic Rotation of Certain Units" attached Bolte to C/S, November 4, 1949, P&O 370.02 TS (4 Nov 49), RG319.

(75) DA to RYCOM, November 20, 1949. 史譯文書館 [0000008031]

(76) Voorhees to MacArthur, October 5, 1949, attached "Okinawa: Report on Construction Program," November 23, 1949. 史譯文書館 [U90003478B]

(77) "Okinawa: Report on Construction Program," November 23, 1949.

(78) *Ibid.*